

■福祉用具の購入、目標設定や必要性の把握が有用 厚労省

- ・厚生労働省は、介護保険制度での住宅改修の点検や福祉用具の購入・貸与に関する調査の取り組みを促すための「手引き」を公表した。福祉用具購入の申請書類で確認する際に、購入前の目標設定を明確にして購入の必要性を把握することの有用性を強調している。
- ・また、福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、利用することで自立支援につながっているかなど、福祉用具の必要性を確認することも重要だと記載。利用者の状態像を踏まえて現時点での購入が適切かどうかも検討する必要があるとしている。
- ・福祉用具の費用について、介護支援専門員（ケアマネジャー）は説明責任があるため相見積もりの取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効だとした。
- ・介護保険制度での福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化に応じて適切に提供できるよう貸与を原則としていたが、4月から一部の福祉用具に関して貸与と販売の選択制が導入された。選択制の対象となる福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員やケアマネジャーは利用者に対して貸与と販売のどちらかを選べることを説明することや、選択に当たって必要な情報を提供する必要がある。
- ・厚労省が公表した手引きでは、介護給付費の適正化事業として保険者が実施する住宅改修の点検や福祉用具購入・貸与に関する調査について実施体制や時期、ポイントなどをそれぞれ整理。
- ・福祉用具の購入申請の内容に関して高額な請求などで疑義が生じた場合は、その理由を明確にした上で保険者として理由書の作成者に説明して理解してもらう必要があるとしている。
- ・厚労省では保険者だけでなく、ケアマネジャーやサービス提供事業者など幅広い関係者に手引きを活用してもらいたい考えだ。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護保険最新情報 vol.1268（「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」について）

（令和6年6月4日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001260607.pdf>